

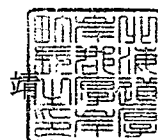
厚岸町水道事業管理規程第1号

庁中一般
関係各所

厚岸町水道事業等に係る収納事務等委託規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

厚岸町長 若 狹



厚岸町水道事業等に係る収納事務等委託規程（平成8年水道課管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表1（第13条関係）

地域区分	該当範囲	月額	車両使用料
徴収区1	有明、湾月、宮園4丁目、光栄	30,600円	6,480円
徴収区2	若竹、松葉、梅香	42,075円	7,755円
徴収区3	奔渡	42,075円	7,755円
徴収区4	港町	26,775円	4,935円
徴収区5	真栄	30,600円	5,640円
徴収区6	真栄1丁目の一部、住の江、山の手、宮園1丁目、宮園2丁目	45,900円	8,460円
徴収区7	宮園3丁目、白浜	42,075円	7,755円
徴収区8	尾幌、門静	7,650円	1,620円
徴収区9	上尾幌	15,300円	3,249円
徴収区10	糸魚沢	5,100円	2,166円
徴収区11	太田、大別	5,100円	2,679円

別表 2 (第13条関係)

地域区分	該当範囲	月額	車両使用料
検針区 1	筑紫恋、有明、愛冠、末広、床潭、苔多、光栄	32,896円	13,395円
検針区 2	若竹、梅香、松葉、湾月	41,120円	11,322円
検針区 3	奔渡	32,896円	9,435円
検針区 4	港町、真栄の一部	32,896円	9,435円
検針区 5	真栄の一部、住の江、山の手、宮園 1 丁目、 宮園 2 丁目の一部	32,896円	9,435円
検針区 6	宮園 3 丁目、宮園 4 丁目、白浜	32,896円	9,435円
検針区 7	宮園 2 丁目の一部、門静、太田宏陽、尾幌	32,896円	13,395円
検針区 8	上尾幌	16,448円	6,498円
検針区 9	糸魚沢、若松	16,448円	6,498円
検針区10	トライベツ	8,224円	5,358円
検針区11	太田、大別	16,448円	8,037円
検針区12	片無去	16,448円	8,037円

別記様式第 5 号及び別記様式第 6 号中「印」及び「(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。)」を削る。

別記様式第 7 号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記様式第 5 号、別記様式第 6 号及び別記様式第 7 号の改正規定は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の厚岸町水道事業等に係る収納事務等委託規程の規定は、この規程の施行の日以後に委託する収納事務及び検針事務から適用し、同日前に委

託した収納事務及び検針事務については、なお従前の例による。